

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2020年7月16日付第1048号

モスクワ

「特別投資契約の締結、変更および破棄の規則」の承認について

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」にしたがい、ロシア連邦政府は下記を **決定する**：  
ここに添付する「特別投資契約の締結、変更および破棄の規則」を承認する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

ロシア連邦政府決定  
2020年7月16日付第1048号により

承認

## 特別投資契約の締結、変更および破棄の規則

### I. 総則

1. 本規則は、特別投資契約の締結、変更および破棄の手順を定めるものであり、附属書1に示す「特別投資契約の締結、変更および破棄に関する委員会の設置および活動の手順に関する規程」、附属書2に示す「特別投資契約締結権獲得のための競争入札参加申請書評価の方法」、附属書3に示す「特別投資契約締結権獲得のための競争入札参加申請書の一環として送付される文書およびロシア連邦大統領の決定にもとづく特別投資契約締結手続きの一環として送付される文書の作成および内容に対する要求事項」、附属書4に示す「特別投資契約にしたがって実施される投資プロジェクトに対する産業分野の事業促進措置の適用に関連して発生する、ロシア連邦予算体系に属する予算の歳出分および歳入減少分の総額の計算方法」を含む。

本規則は、連邦法「連邦法『ロシア連邦の産業政策について』のうちの特別投資契約の規定に関する部分の改正について」の発効後に締結された特別投資契約に対して適用される。

2. ロシア連邦、ロシア連邦構成主体または地方自治体による特別投資契約の締結、変更、および破棄に関する決定は、本規則附属書1がその設置および活動を定めている、特別投資契約の締結、変更および破棄に関する委員会（以下、「委員会」）がこれを下す。ただし、本規則第49項に掲げる場合はこのかぎりでない。

3. 特別投資契約の締結は、連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の1第1項に定める要求事項、および次に掲げる要求事項に適合する投資プロジェクトを対象としてこれを行う：

a) 投資プロジェクトが定める生産オペレーションおよび技術オペレーションが、締結される特別投資契約によって開発・導入されるまたは導入される最新技術を基盤とする鉱工業製品の量産体制を、ロシア連邦領内および（または）ロシア連邦の大陸棚および（または）ロシア連邦の排他的経済水域において実現することを可能とするものであること。ただし、「全ロシア経済活動種類別製品分類表」（OKPD 2）が採鉱業製品に分類している製品については、本規則におけるその量産体制とは、採掘した有用鉱物（原油および天然ガスをのぞく）を一次処理したのちにこれを輸送および（または）販売するための技術的基礎をなす、締結される特別投資契約によって開発・導入されるまたは導入される最新技術を基盤として創出された主要技術設備の生産体制のことをいう；

b) 投資プロジェクトが、特別投資契約の有効期限までに、本規則第20項にもとづいて計算された計画上の営業利益に到達することを予定しているものであること；

c) 投資（費用支出）予定表によって、次に掲げる費用項目のすべてまたはいくつかに対する費用の負担が定められていること：

新規生産拠点建設用の土地の取得および（または）長期賃借（投資プロジェクトの実施に用いられる土地の所有権が投資家に帰属する場合をのぞく）；

生産用の建屋および構築物、坑道、電力および熱エネルギー施設の建設ならびに（または）その大規模修繕ならびに（または）改修（建設のための現地調査・測量の実施および設計文書の作成を含む）；

固定資産の取得、装備、製造、関税および通関手数料（存在する場合）を含めた輸送、ならびに建設・据付け作業および試運転作業（当該費用の負担は投資プロジェクトにとって必須とされる）；

固定資産の再稼働および（または）近代化（ただし、投資プロジェクトの実施の過程で新たに取得する設備の割合が、近代化されるおよび〔または〕再稼働される設備の価額の少なくとも25%以上に相当しなければならない）；

研究開発事業の遂行、臨床試験の実施、または、最新技術の一環をなす知的活動の成果に対する排他的権利の取得および（もしくは）そのような知的活動の成果の利用権の入手（当該費用の負担は必須とされる。ただし、当該の技術の一環をなす知的活動の成果に対する排他的権利または当該の技術の一環をなす知的活動の成果の利用権が、競争入札の実施もしくは特別投資契約の締結に関するロシア連邦大統領の決定より前に投資家にすでに帰属している場合、または当該の権利が代償としての金銭の引渡しなしに投資家に引き渡される場合をのぞく）；

投資プロジェクトの実現に必要とされる、産業インフラ、輸送インフラ、エネルギーインフラおよび社会的インフラの構築、ならびに（または）近代化および改修；

d) 当該の最新技術が「特別投資契約の締結に際して最新と認定される技術の種類一覧」に含まれていて、最新性を有していると認められる期限が過ぎていないこと。

4. 特別投資契約は、国家産業情報システム（以下、「情報システム」）を用い、電子文書の形式で締結される。

## II. 特別投資契約締結権獲得のための競争入札の実施の決定および 競争入札の実施に関する文書の承認の手順

5. 特別投資契約締結権獲得のための競争入札（以下、「競争入札」）を実施する旨の決定は、当該の特別投資契約にもとづく投資プロジェクトの実施の結果としてその量産体制が確立されることになる鉱工業製品が分類される産業分野に応じて、ロシア連邦政府から特別投資契約締結の権限を付与された機関であるロシア連邦産業商業省、ロシア連邦エネルギー省およびロシア連邦農業省（以下、「管轄機関」）が、これを下す。

6. 競争入札の実施に関する決定は、管轄機関の文書として作成し、情報通信網「インターネット」（以下、「インターネット」）上の管轄機関の公式ウェブサイトおよび情報システムにこれを掲載する。競争入札の実施に関する管轄機関の決定には次に掲げる情報を示す：

a) 競争入札の実施提唱者（単数および複数）の正式名称；

b) 当該特別投資契約にもとづく投資プロジェクトの実施の過程でその開発および導入、または導入が行われることになっている最新技術（単数および複数）の、ロシア連邦政府が承認した「特別投資契約の締結に際して最新と認められる技術の種類一覧」における名称；

c) 競争入札の種類（非公開または公開）；

d) 非公開競争入札を実施する場合、競争入札を非公開とする根拠。当該の投資プロジェクトが、それを基盤として国家の防衛および国家安全の保障に必要な鉱工業製品の量産体制を確立することを目的とする、軍用、特殊用または軍民両用の技術の開発または導入のための投資プロジェクト、に相当する理由を示す；

e) 管轄機関による非公開または公開競争入札の実施に関する文書の作成および承認の期限。

7. 競争入札の実施提唱者となるのは次に掲げる者である：

a) 管轄機関に代表されるロシア連邦；

b) 連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の1第6項～第8項に掲げる代表者に代表される、ロシア連邦とロシア連邦構成主体および地方自治体が共同で；

c) 投資家。

8. ロシア連邦が競争入札実施提唱者である場合は、管轄機関が自ら主導して競争入札の実施に関する決定を下す。

9. ロシア連邦と、ロシア連邦構成主体および地方自治体が共同で競争入札実施の提唱者となる場合は、管轄機関が、当該権限を有するロシア連邦構成主体の役職者が署名した、連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第8項が定める情報が記載された申入れ書にもとづいて、競争入札の実施に関する決定を下す。

ロシア連邦構成主体の申入れ書には、特別投資契約が締結された場合に自らの領域内において投資プロジェクトの実施が予定される地方自治体の、権限を有する役職者との間で当該申入れ書が合意されている旨の文書を添付する。

ロシア連邦構成主体の申入れ書の管轄機関による検討期間は、管轄機関が当該申入れ書を受領した日から10労働日を超えないものとする。

ロシア連邦構成主体の申入れ書が本項第1段落および第2段落が定める条件に適合していない場合、管轄機関は競争入札の実施を拒否する。競争入札実施拒否通知は、拒否の理由を示したうえで、当該の申入れ書を提出したロシア連邦構成主体に対して送付される。

10. 競争入札の実施提唱者が投資家である場合は、管轄機関が、特別投資契約の締結に関する当該投資家の提案書にもとづいて、競争入札の実施に関する決定を下す。当該提案書は、連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第9項にしたがって管轄機関が承認した書式に適合するものとし、合わせてロシア連邦構成主体および地方自治体との間で鉱工業製品生産場所についての合意がなされている旨の情報も提出するものとする。

特別投資契約の締結に関する投資家の提案書の管轄機関による検討期間は、管轄機関が当該の投資家提案書を受領した日から10労働日を超えないものとする。

特別投資契約の締結に関する投資家の提案書が、連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第9項にしたがって承認された書式に適合していないか、または投資家の提案書においてロシア連邦構成主体および地方自治体との間の鉱工業製品生産場所についての合意がなされている旨の情報が欠落している場合には、管轄機関は本項第1段落にしたがって競争入札の実施を拒否する。競争入札実施拒否通知は、拒否の理由を示したうえで、当該の提案書を提出した投資家、ならびにその領域内において投資プロジェクトの実施が想定されていたロシア連邦構成主体および地方自治体に対して送付される。

11. 管轄機関は、本規則第9項にもとづくロシア連邦構成主体の申入れ書または本規則第10項にもとづく投資家の提案書の検討の過程で、当該投資プロジェクトが、それを基盤として国家の防衛および国家安全の保障に必要な鉱工業製品の量産体制を確立することを目的とする、軍用、特殊用または軍民両用の技術の開発または導入のための投資プロジェクト、に相当するか否かを判定する。

投資プロジェクトが、それを基盤として国家の防衛および国家安全の保障に必要な鉱工業製品の量産体制を確立することを目的とする、軍用、特殊用または軍民両用の最新技術の開発または導入のための投資プロジェクト、に相当するものであった場合、管轄機関は、連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第5項にしたがって、非公開競争入札を実施する旨の決定を下す。

それ以外の場合、管轄機関は、公開競争入札を実施する旨の決定を下す。

12. 管轄機関は、競争入札の実施に関する決定に掲げる期限までに、非公開または公開競争入札の実施に関する文書の作成および承認を行う。

13. 競争入札の実施に関する文書には、次に掲げる情報を記載する：

- a) 管轄機関の名称、所在地、郵便住所、電子メールアドレス、連絡先電話番号、責任者；
- b) 競争入札の種類（公開または非公開）；
- c) 競争入札参加者が情報システムを用いて作成手続きを行う「特別投資契約締結権獲得のための競争入札参加申請書」の提出期限。当該期限は、公開競争入札の実施に関する通知が情報システムに掲載された日から30暦日後から45暦日後までの間の期日として設定されるものとする。さらに提出済み申請書の訂正の期限および手順、ならびに提出済み申請書の取下げの期限および手順；
- d) 連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第7項および第8項にもとづいて競争入札の実施に関する文書に記載されるべき（競争入札実施提唱者が誰かによって決まる）情報；
- e) 競争入札の実施に関する文書の提出の方法、期限および手順；
- f) 情報システム上における申請書に対する管轄機関のアクセス開始の日時；
- g) 申請書の簡易分析、一次審査および総合審査の実施の期限（ただし、これら審査すべての期間の合計は管轄機関による申請書へのアクセスの開始日から20労働日を超えてはならない）、ならびに委員会による申請書の評価および競争入札結果総括の期限（この期限は総合審査の実施が完了した日から15労働日を超えてはならない）；
- h) 本規則附属書2が定める「特別投資契約締結権獲得のための競争入札参加申請書評価の方法」にもとづく、申請書の評価基準およびその比重；
- i) 申請書の総合審査の実施手順；
- j) 申請書の評価および競争入札結果総括の実施日；
- k) 競争入札の実施に関する文書の条項に関する解説を競争入札参加者に対して提供する手順、当該提供期間の開始日および終了日；
- l) 管轄機関が承認した標準書式を踏まえて作成された、連邦法「ロシア連邦の産業政策について」が定める重要な条件を包含している特別投資契約の草案；
- m) 1名を超える複数の公開競争入札参加者を当該の公開競争入札の勝者と認定することがありうる旨の情報；
- n) 競争入札の実施に関するその他の情報。

### III. 公開競争入札の実施および公開競争入札実施結果にもとづく特別投資契約の締結の手順

14. 公開競争入札には、情報システム運用者が承認した手順にしたがって情報システムへの登録を完了した者であれば、いかなる者も参加することができる。

15. 公開競争入札の実施に関する通知には本規則第13項「a」号～「c」号が定める情報を記載するものとし、管轄機関が競争入札の実施に関する決定を下した日から30暦日後から45暦日後までの間に、同機関がインターネットおよび情報システム上に掲載して、不特定多数の者に向けて公開する。

公開競争入札の実施に関する通知には、競争入札の実施に関する文書を添付する。

16. 公開競争入札の各参加者が、1つの公開競争入札において提出することができる申請書は1通のみとする。

17. 管轄機関による競争入札の実施に関する決定、公開競争入札の実施および特別投資契約の締結、ならびに投資家による特別投資契約上の義務の履行状況の監視にあたっての、申請書の提出、ならびに文書および情報のやり取りは、情報システムを用いて行う。

18. 申請書には、投資家の電子署名によって証明がなされている、次に掲げる文書を添付する：

a) 本規則附属書3が定める書式を用いた申請書の一環として送付される、投資プロジェクトの実施過程における最新技術の開発および導入または導入ならびに鉱工業製品の量産体制に関する施策プラン（「ロードマップ」）；

b) 申請書に示す規模の投資を当該投資家が投資プロジェクトに対して行うことが可能であることを証明する、次に掲げる1つまたは複数の文書：

当該投資プロジェクトへの資金調達に関する融資契約または事前融資契約；

借入契約または事前借入契約；

投資プロジェクトの実施に向けた投資の意向に関する投資家の権限ある機関の決議書、申請書提出日に先立つ直近の会計期の財務諸表データ、および申請書提出日前の5労働日以内に取得された銀行口座（単数および複数）残高証明書（自己資金によって投資を行う場合）；

特別投資契約の締結が予定される投資プロジェクトの実施に関する合意書（契約）、または投資家その他の者の投資プロジェクトの実施（資金調達を含む）への参加の手順を定めている事前合意書（契約）；

定款資本金の増額、または事業体の財産への拠出に関する投資家の権限ある機関の決議書；

連邦法「ロシア連邦における資本投資の形式による投資活動について」第8条にしたがって投資活動主体間の関係を定めている契約書であって、実施する投資額に関する情報が記載されているもの；

c) 投資家の定款（投資家となる組織が設立された際の組織的・法的形態に応じて定められているその他の設立文書）の最新版の写し；

d) 申請書提出日に先立つ直近の決算日時点における投資家の財務諸表の写し（当該文書については、これが申請書の一環として提出されなかった場合、管轄機関が自ら照会を行う）；

e) 投資プロジェクトのビジネスプランおよび財務モデル。

19. 申請書は次に掲げる章立てのものとする：

a) 投資プロジェクト概要書（パスポート）；

b) 当該特別投資契約にもとづく投資プロジェクトの実施の結果としてその量産体制が確立される鉱工業製品の特性に関する情報；

c) キーイベントを記載した投資プロジェクト実施予定表；

d) 投資プロジェクトへの資金調達のための資金誘致予定表；

e) 資金投入（費用支出）予定表；

f) 当該鉱工業製品の生産にかかわる技術オペレーションおよび生産オペレーションの履行予定表；

g) 投資プロジェクト実施の過程で到達すべき最終的指標に関する情報；

h) 申請書提出日の時点で投資家のために実施されているあらゆる事業促進措置の証明書、ならびにロシア連邦、ロシア連邦構成主体および地方自治体の法規文書が投資家に対して設けていて、申請人が特別投資契約への記載を提案する産業分野の事業促進措置の一覧；

i) 本規則第VII章にもとづいて特別投資契約の締結に対する事前同意を取得する必要性の有無に関する情報；

j) 投資家が特別投資契約に記載することを提案する追加的条件の一覧；

k) 本規則第20項にしたがって投資家自身が計算した、投資プロジェクトが計画上の営業利益に到達するまでの期間（月、年）に関する情報。

20. 投資プロジェクトが計画上の営業利益に到達するまでの期間は、特別投資契約の締結日から、計画上の営業利益が初めて正の値となる暦年の終わりまでとする。

本規則において、計画上の営業利益とは、予測される投資家の営業利益であって、投資プロジェクトの実施に関連する取引から得られる課税前利益（損失）に、投資プロジェクトの実施に関連した投資家の負債にもとづく支払利息分を加え、かつ投資プロジェクトの実施に関連した債務にもとづく債権者としての投資家の受取利息分を減じた額として計算したものをいう。

計画上の営業利益の計算にあたり、収益には、投資プロジェクトの実施に関連して投資家に対して提供される、ロシア連邦予算体系に属する予算からの資金なども含める。

計画上の営業利益の計算にあたり、その他の収益および費用には、為替差益（差損）、引当金繰入額（引当金戻入額）、非常事態に関連した収益および費用、投資プロジェクトの実施に関連しないその他の収益および費用は含めない。

計画上の営業利益の計算にあたり、費用には、次に掲げる日に先立つ12カ月間に投資プロジェクトの実施のために投資家が支出した費用なども含める：

当該の特別投資契約が公開または非公開競争入札の結果にもとづいて締結された場合には、管轄機関が競争入札の実施に関する決定を下した日；

当該の特別投資契約が本規則第45項にもとづいて締結された場合には、ロシア連邦大統領が特別投資契約の締結に関する決定を下した日。

21. 競争入札参加者が提出した申請書は、その提出日当日に情報システムに登録される。

22. 管轄機関は、競争入札の実施に関する文書に定めている期限までに、次に掲げる段階から成る申請書の審査を実施するために、提出済み申請書へのアクセスを開始する：

a) 簡易分析；

b) 一次審査；

c) 総合審査。

23. 簡易分析は、本規則第18項通りに文書がすべてそろっているか、申請書の章立てが本規則第19項通りになっているか、および申請書に記載されている鉱工業製品の名称（種類）が競争入札の実施に関する文書に記載されている鉱工業製品と合致しているかを検証することを目的として、管轄機関が、提出済み申請書へのアクセス開始日から5労働日以内にこれを実施する。

24. 管轄機関は、簡易分析の結果にもとづいて、本規則第23項に対する申請書の適合または不適合の旨の通知を情報システムに掲載する（不適合通知の場合は、申請書が所定の要求事項に適合していない旨の決定を下した根拠、および申請書の修正を行うことのできる期限を示す）。当該申請書を提出した競争入札参加

者は、情報システムにおける当該通知にアクセスすることができる。

競争入札の実施に関する文書に定める、申請書を修正することのできる期限が満了したのち、管轄機関は申請書の簡易分析結果に関する解説を含む調書を作成する。この調書には、受け付けた申請書、所定の要求事項に対する申請書の適合もしくは不適合に関する送付済みの通知、ならびに修正済みの申請書およびそれに対して下された決定に関する情報を記載する。申請書の簡易分析結果に関する調書は、申請書の修正を行うことができる期限満了後の翌労働日までに情報システムに掲載される。

申請書の簡易分析結果に関する調書が情報システムに掲載されたのち、当該の申請書に対して、本規則第26項～第28項にもとづく一次審査が行われる。

25. 公開競争入札に対して提出された参加申請書が1通のみであった場合、当該の公開競争入札は成立しなかったものと見なし、当該の申請書に対して、本規則第23項および第24項にもとづく簡易分析、本規則第26項～第28項にもとづく一次審査および本規則第29項から第30項にもとづく総合審査を行う。

26. 申請書の簡易分析結果に関する調書に記載されている申請書の一次審査は、管轄機関がこれを実施する。その際管轄機関は、連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第11条第8項の1に掲げる「国家産業発展基金」（以下、「審査機関」）を招聘することができる。

27. 競争入札の実施に関する文書に定める期限内に一次審査を実施するために、本規則第18項および第19項ならびに本規則附属書3が定める情報が、申請書および申請書添付文書の内容として含まれているか否かについての分析が行われる。

一次審査は、所定の要求事項に適合している旨の通知が送付済みであるか、または修正済みであって所定の要求事項に適合している旨の決定が下されている申請書に対して、これを行う。

28. 管轄機関または審査機関（当該組織が招聘されている場合）は、申請書の一次審査結果にもとづいて、申請書および申請書添付文書が本規則第18項および第19項ならびに本規則附属書3の定める要求事項に適合しているか否かの判定書を情報システムに掲載する（不適合判定の場合にはその根拠、および申請書の修正を行うことのできる期限を示す）。当該判定書は競争入札参加者に送付される。

競争入札参加者は、所定の要求事項に対する不適合の旨の判定書を受領したのち、当該判定書に定められている期限までに、修正した申請書および申請書添付文書を提出することができる。管轄機関または審査機関（当該組織が招聘されている場合）は、当該の申請書および申請書添付文書を、競争入札の実施に関する文書に定める期限までに再度検討する。

管轄機関または審査機関（当該組織が招聘されている場合）は、修正後の申請書の一次審査結果にもとづいて、要求事項に対する適合または不適合の旨の判定書を情報システムに掲載する。当該判定書は競争入札参加者に送付される。

一次審査の結果は管轄機関の調書として作成され、申請書修正期限満了後の翌労働日までに情報システムに掲載される。

29. 総合審査は、管轄機関が、競争入札の実施に関する文書に定める期限および手順にしたがって、次に掲げる事項の確認を目的としてこれを実施する（その際に審査機関を招聘することもできる）：

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第3項および第14項が定める、特別投資契約の締結拒否の条件および事由の有無；

総合審査の対象であるおのおのの参加者との間に締結される特別投資契約の契約期間。

申請書に対して、その一次審査結果にもとづき所定の要求事項に適合していない旨の判定書が出されている場合には、当該申請書の総合審査は実施しない。

30. 管轄機関は、総合審査の実施結果にもとづいて、次に掲げる情報を記載した調書を作成する：

総合審査の対象となったおのおのの申請書につき、連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第3項および第14項が定める、特別投資契約の締結拒否の条件および事由が存在する、または存在しない旨の情報（該当する結論の根拠を示す）；

総合審査の対象となった申請書につき、おのおのの参加者との間に締結される特別投資契約の契約期間の計算。

総合審査の実施結果に関する調書は、総合審査実施期限満了後の翌労働日までに、「インターネット」および情報システムに掲載される。

31. 総合審査の完了後、管轄機関は申請書を委員会に送付し、委員会が申請書の評価および競争入札結果の総括を行う。

32. 委員会は、申請書の評価を開始する前に、申請書の簡易分析結果または一次審査結果にもとづく不適合判定が下されている申請書の検討および評価を拒否する旨の決定を下し、そののち、総合審査を通過したおのおのの申請書に対して、特別投資契約の締結拒否の事由が存在するか否かの決定を下し、かつ当該決定の翌日までに、それらの決定についての情報を情報システムに掲載する。

委員会は、連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第3項が定める条件に適合している旨の決定、および連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第14項が定める特別投資契約の締結拒否の事由が存在しない旨の決定が下された申請書についてのみ、それらの評価を行う。

33. 委員会は、連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第6項が定める基準にもとづき、本規則附属書2に定める「特別投資契約締結権獲得のための競争入札参加申請書評価の方法」にしたがって申請書の評価を行い、当該申請書評価の結果にもとづいて公開競争入札結果の総括を行う。

当該の評価の結果にもとづいて最良と認められた申請書を提出した参加者（単数および複数）をもって、特別投資契約締結権獲得のための競争入札の勝者と認定する。

34. 申請書の評価および公開競争入札結果の総括に関する委員会の調書には、次に掲げる情報を記載するものとする：

公開競争入札の勝者（単数および複数）に関する情報；

公開競争入札の勝者（単数および複数）との間に締結される特別投資契約の契約期間に関する情報；

委員会が特別投資契約の締結拒否の事由が存在する旨の決定（該当する事由を示す）を下したすべての申請書に関する情報。

申請書の評価および公開競争入札結果の総括に関する委員会の調書は、申請書の評価および公開競争入札結果の総括の日の翌労働日までにインターネットおよび情報システムに掲載される。

特別投資契約の締結拒否の事由が存在する旨の決定が下された申請書を提出した投資家、または競争入札の勝者とされなかった投資家は、本規則にしたがい、特別契約の締結に関する新たな提案書を送付することができる。

35. 競争入札に対して提出された申請書が1通のみであった場合、当該の申請書に対して簡易分析結果または一次審査結果にもとづく不適合の旨の判定書が出されているならば、委員会はその検討を拒否する旨の決定を下す。

総合審査に合格した申請書が1通のみであった場合、これを審査する委員会は、次に掲げる決定のうちのいずれか1つを下す：

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第3項が定める条件が遵守され、かつ連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第14項が定める特別投資契約の締結拒否の事由が存在しない場合－申請書を提出した唯一の参加者との間に特別投資契約を締結する旨の決定；

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第14項が定める特別投資契約の締結拒否の事由が存在する場合－特別投資契約の締結を拒否する旨の決定。

1通のみであった申請書の検討が行われた委員会会合の議事録は、インターネットおよび情報システムに掲載される。

委員会が唯一の参加者との間に特別投資契約を締結する旨の決定を下したのち、本規則第44項にもとづいて特別投資契約が締結される。

36. 公開競争入札の勝者との間の特別投資契約は、競争入札の実施に関する文書に記載されている「特別投資契約の草案」に掲げる条件に公開競争入札の勝者の申請書で提案されている条件を追加して、それらの条件で締結される。

37. 管轄機関は、本規則第34項または第35項に掲げる委員会調書の掲載日から10労働日以内に、本規則第19項にもとづいて申請書に記載されている投資家の提案を考慮に入れて修正した特別投資契約草案を情報システムに掲載する。

公開競争入札の勝者は、当該の特別投資契約草案が情報システムに掲載された日から5労働日以内に、特別投資契約草案に署名するか、または情報システムに不一致条項調書を掲載する。

管轄機関は、不一致条項調書を受領した日から5労働日以内に、当該調書の検討を行い、その検討結果にもとづいて、特別投資契約草案に対して提案された変更を却下するか、または特別投資契約草案を変更して当該の特別投資契約草案を情報システムに掲載する。

公開競争入札の勝者（複数、または複数の勝者のうちの1人）および連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の1第7項および第8項に掲げる者は、5労働日以内に特別投資契約に署名するものとする。

公開競争入札の勝者が特別投資契約に署名しなかった場合、管轄機関は、当該の競争入札の勝者につぐ次点と認定された申請書を提出した競争入札参加者に対して、特別投資契約草案を送付する（競争入札において1名を超える複数の参加者が勝者と認定された場合をのぞく）。

当該の競争入札の勝者につぐ次点と認定された申請書を提出した競争入札参加者との間における特別投資契約は、本項第2～4段落が定める手順にしたがって締結される。

公開競争入札の勝者および連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の1第7項および第8項に掲げる者によって署名された特別投資契約草案には、当該の者たちのうちの最後の者による特別投資契約への署名の翌労働日までに情報システムにおいて管轄機関がこれに署名する。特別投資契約は、その署名の日から3労働日以内に管轄機関によって特別投資契約登録簿に掲載される。

競争入札の複数の勝者のうちのいずれの者も、または競争入札の勝者につぐ次点と認定された申請書を提出した者も特別投資契約に署名しなかった場合、競争入札は成立しなかったものと見なされる。この場合、管轄機関は、本規則にしたがって、再度公開競争入札を行うことができる。

#### IV. 非公開競争入札の実施および非公開競争入札実施結果にもとづく特別投資契約の締結の手順

38. 非公開競争入札には、本規則にしたがって管轄機関から入札案内（以下、「入札案内」）を送付された者が参加することができる。

39. 当該の入札案内は、管轄機関が、軍用、特殊用または軍民両用の技術を開発または導入しそれを基盤として国家の防衛および国家安全の保障に必要な鉱工業製品の量産体制を確立するための投資プロジェクトの実施に必要とされる能力および許可証（アクセス権）を有する非公開競争入札参加候補者の郵便住所宛に、配達証明付き書留郵便またはクーリエ便によって、紙媒体でこれを送付する。

入札案内には、競争入札の実施に関する文書を添付する。

40. 入札案内を受領し、非公開競争入札への参加を予定する投資家は、情報システム運用者が承認した手順にしたがって情報システムへの登録を行う。

41. 投資家の非公開競争入札参加申請書は、本規則第18項および第19項に、ならびに本規則附属書3に定める要求事項に適合していなければならない。

42. 非公開競争入札の実施および特別投資契約の締結、ならびに投資家による特別投資契約上の義務の履行状況の監視にあたっての文書および情報のやり取りは、情報システムを用いて行う。ただし、非公開競争入札の実施に関連する情報に対するアクセス権は、管轄機関、審査機関（管轄機関が当該機関を招聘する場合）、委員会および非公開競争入札参加者のみがこれを有する。

43. 非公開競争入札の申請書の提出、申請書の簡易分析、一次審査および総合審査、申請書の評価および非公開競争入札結果の総括、ならびに非公開競争入札の結果にもとづく特別投資契約の締結は、本規則第42項が定める制限を踏まえた上で、本規則第21項～第37項が定める手順にしたがって行う。

#### **V. 唯一の競争入札参加者との間における、 または競争入札の実施なしでのロシア連邦大統領の決定にもとづく特別投資契約の締結**

44. 唯一の競争入札参加者との間における特別投資契約の締結は、本規則第35項に掲げる、特別投資契約を締結する旨の委員会の決定にもとづき、当該委員会会合の議事録が情報システムに掲載された日から10労働日後にこれを行う。

当該の特別投資契約は、競争入札の実施に関する文書に記載されている「特別投資契約の草案」に掲げる条件に、唯一の参加者の申請書において提案されている条件も考慮して、それらの条件で締結される。

唯一の競争入札参加者、管轄機関、および連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の1第7項および第8項に掲げる者は、本規則第37項が定める期限までに特別投資契約に署名する。当該の特別投資契約は、その署名の日から3労働日以内に、管轄機関によって特別投資契約登録簿に掲載される。

45. ロシア連邦の経済の発展または国家安全保障にとっての戦略的意義を有する投資プロジェクトの実施を目的とする場合、特別投資契約は、ロシア連邦大統領の決定にもとづき、投資家が提案した条件およびロシア連邦大統領の決定書に掲げる条件でこれを締結する。

46. 投資家は、特別投資契約の締結に関するロシア連邦大統領の決定が得られる前に、投資プロジェクトが本規則第3項の要求事項に適合している旨の管轄機関の判定書を取得するために、情報システムを用いて、管轄機関に対して申入れを行うものとする。

本項に掲げる判定書の取得を求める投資家の管轄機関に対する申入れ書には、本規則第18項および第19項に掲げる文書を添付する。

管轄機関は、自らの判定書または判定書の交付拒否通知を、本項に掲げる文書を受領した日から10暦日以内に、投資家に対して送付する。

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第14項が定める特別投資契約の締結拒否の事由が存在する場合、投資プロジェクトが本規則第3項の要求事項に適合していない場合、投資家が本規則第18項お

よび第19項に掲げる文書を提出しなかった場合、または投資家が提出した文書が本規則第18項および第19項に、ならびに本規則附属書3に定める要求事項に適合していなかった場合には、管轄機関は投資家に対して判定書の交付拒否通知を送付する。

投資家は、本項に掲げる管轄機関の判定書をロシア連邦大統領に送付して、特別投資契約の締結に関する決定の取得を求める。

47. 投資家は、本規則第45項にもとづく特別投資契約の締結のために、管轄機関に対して、自らが提案した条件での特別投資契約の締結に関するロシア連邦大統領の決定書を提出し、あわせて、これらの条件が記載され、かつ連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の1～第18条の6に適合している、特別投資契約草案を提出する。

48. 管轄機関は、本規則第47項に掲げる文書を受領した日から40労働日以内に当該文書の検討を行い、必要な場合には、投資家ならびにロシア連邦構成主体および地方自治体の権限ある代表者と共同で、当該投資家が提出した特別投資契約草案が修正されるようはからう（ただし、ロシア連邦大統領の決定書に定められている特別投資契約の条件は修正しない）。

49. 投資家、管轄機関、ならびに連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の1第7項および第8項に掲げる者は、本規則第48項に掲げる期限が満了した日から10労働日以内に、特別投資契約に署名する。

## VI. 特別投資契約の変更および破棄の手順

50. 特別投資契約の変更または破棄は、当事者間の合意または裁判所の決定にもとづいてこれを行う。

51. 当事者間の合意にもとづく特別投資契約の変更または破棄にあたっての文書および情報のやり取りは、情報システムを用いて行う。

52. ロシア連邦、ロシア連邦構成主体および地方自治体の側からの、当事者間の合意にもとづく特別投資契約の変更または破棄に関する決定は、委員会がこれを下す。

53. 当事者間の合意にもとづいて特別投資契約の変更または破棄を行うためには、投資家、またはロシア連邦構成主体、または地方自治体（以下、「特別投資契約の変更または破棄の提唱者」）が、管轄機関に対して特別投資契約の変更または破棄を求める申請書を提出する。当該申請書には次に掲げる文書を添付する：

特別投資契約の変更または破棄の事由となった事態を証明する文書；

特別投資契約の変更に関する合意書の草案；

特別投資契約の変更または破棄を求める申請書を提出するのが投資家である場合 — 当該申請書の提出日時点における特別投資契約上の投資家の義務の履行状況に関する報告書。

管轄機関は、特別投資契約の変更または破棄の提唱者となることができる。

54. 管轄機関は、本規則第53項に掲げる文書を受領日から30労働日以内に当該文書を検討し、特別投資契約の変更または破棄の妥当性に関する判定書を発行する。

管轄機関が特別投資契約の変更または破棄を妥当とする旨の判定書を発行した場合、同機関は、当該判定書の発行日から30労働日以内に、特別投資契約の変更または破棄に関する合意書の草案について、当該特別投資契約に署名したすべての主体の合意を取りつける。

55. 特別投資契約の変更または破棄の提唱者が管轄機関である場合は、同機関が、特別投資契約の変更または破棄を求める申請書を、特別投資契約の変更もしくは破棄の事由となった事態を証明する文書、特別投

資契約の変更もしくは破棄を妥当とする立場の説明、ならびに特別投資契約の変更に関する合意書の草案を添付したうえで、当該特別投資契約に署名したすべての主体に送付し、当該文書の送付日から30労働日以内に、特別投資契約の変更または破棄に関する合意書の草案について、特別投資契約に署名したすべての主体の合意を取りつける。

56. 特別投資契約の変更または破棄に関する合意書の草案が当該特別投資契約に署名したすべての主体との間で本規則第54項に掲げる期限までに合意されなかった場合、管轄機関は、特別投資契約の変更または破棄の提唱者に対して、当事者間の合意にもとづいて特別投資契約の変更または破棄を行うことが不可能である旨の通知を送付する。

57. 特別投資契約の変更または破棄に関する合意書の草案が当該の特別投資契約に署名したすべての主体との間で合意された場合、管轄機関は、特別投資契約の変更または破棄に関する合意書の草案に対する最終の合意が得られた日から5労働日以内に、委員会に対して、すべての添付文書付きの、特別投資契約の変更もしくは破棄を求める申請書、特別投資契約の変更もしくは破棄を妥当とする判定書、特別投資契約の変更もしくは破棄に関する合意書の合意済み草案、ならびに特別投資契約の変更（破棄）を認める旨の、または変更（破棄）を拒否する旨の委員会の決定書の草案を送付する。

58. 委員会は、本規則第57条に掲げる文書を受領した日から20労働日以内に、当該の文書の検討結果にもとづいて、特別投資契約の変更または破棄に関する決定を下す。

59. 委員会が特別投資契約の変更を認める旨の決定を下した場合には、当該特別投資契約に署名したすべての主体が、当該の委員会決定が下された日から10労働日以内に、特別投資契約の変更に関する合意書に署名する。

60. 特別投資契約の変更の結果として次に掲げる事象が発生する場合には、委員会は特別投資協定の変更に関する決定を下すことを拒否する：

a) 実現される予定の（実現されつつある）鉱工業製品の量産体制の基盤となる技術が、特別投資契約署名の時点に、特別投資契約の締結の対象であって、かつ「特別投資契約の締結に際して最新と認定される技術の種類一覧」にしたがって最新と認められる最新技術に合致するものではなくなる；

b) 投資プロジェクトが連邦法「ロシア連邦の産業政策について」および本規則が定める要求事項に適合しなくなる；

c) 特別投資契約にもとづいて予定される投資額が、当該特別投資契約の締結に関連して投資家のために産業分野の事業促進措置が講じられることによって発生する、ロシア連邦予算体系に属する予算の歳出分および歳入減少分の総額よりも小さくなる；

d) 特別投資契約の締結にあたって投資家が提出した申請書を評価する際の基準となった当該特別投資契約の条件が変更され、特別投資契約に定められている数値が20%を超えて増減することになる。

61. 特別投資契約の変更の提唱者が投資家であり、かつ委員会が特別投資契約の変更を拒否する旨の決定を下した場合、当該の投資家は、当該の委員会決定に対して司法手続きによって異議申立てを行うことができる。

62. 委員会は、本規則第57項に掲げる文書を管轄機関から受領した日から20労働日以内に、当該文書の検討結果にもとづいて特別投資契約を破棄する旨の決定を下す。ただし、特別投資契約の破棄が妥当であることを証明する文書が存在しない場合をのぞく。

委員会が特別投資契約の破棄を認める旨の決定を下した場合には、当該特別投資契約に署名したすべての主体が、当該の委員会決定が下された日から10労働日以内に、特別投資契約の破棄に関する合意書に署名する。

**VII. それを実施した結果として、外国投資家またはその者のグループが、国家の防衛および国家安全の保障にとって戦略的意義を有する事業体に対する支配権を確立することになる、および（または）当該の事業体に関して、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」にもとづく事前合意を求める権利を取得することになる、特別投資契約の締結、変更および効力停止における特異事項**

63. 競争入札の勝者または本規則第44項または第45項に定める者が特別投資契約を締結した結果として、外国投資家または当該外国投資家が所属するグループが、国家の防衛および国家安全の保障にとって戦略的意義を有する事業体（以下、「戦略的意義を有する事業体」）に対する支配権を確立することになる場合、または外国投資家またはその者のグループが、戦略的意義を有する事業体の主要生産設備であり、かつ直近の決算日時点における貸借対照表にもとづいて算定した当該の戦略的意義を有する事業体の資産簿価の25%以上に相当する資産の所有権、占有権または利用権を取得することになる場合には、当該投資家が管轄機関から特別投資契約の草案を受領したのちに、当該投資家（外国投資家またはその者のグループ）が取引の事前合意に関するしかるべき請願書の提出に必要とする期間、すなわち30暦日間、ならびに連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」が定める手順にもとづいて行われる当該請願書の審査に必要とされる期間、当該の特別投資契約の締結を停止する。

「外国投資家」および「グループ」という概念は、連邦法「国家の防衛および国家安全の保障にとって戦略的意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」第3条に掲げる意味において用いられる。

特別投資契約を締結する際に、外国投資家またはその者のグループに含まれる法人もしくは自然人が戦略的意義を有する事業体に対する支配権を確立することになるか否かがこれらの者にとって明白でない場合、外国投資家は、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」第8条第6項にもとづく取引への合意が必要とされるか否かの照会を自らが連邦反独占庁に送付するために、特別投資契約の締結手続きを60暦日の間停止することを求める申請書を委員会に送付することができる。

64. 本規則第63項に掲げる期限の満了後、投資家は、次に掲げる連邦反独占庁の決定書のうちのいずれか1つの写しを添付した、署名済みの特別投資契約を管轄機関に対して提出する：

a) 2009年10月17日付ロシア連邦政府決定第838号「『取引に対する事前合意ならびに外国投資家もしくは当該外国投資家が所属するグループが国家の防衛および国家安全の保障にとって戦略的意義を有する事業体に対する支配権を確立することに対する合意の規則』の承認について」によって承認された「取引に対する事前合意ならびに外国投資家もしくは当該外国投資家が所属するグループが国家の防衛および国家安全の保障にとって戦略的意義を有する事業体に対する支配権を確立することに対する合意の規則」第23項に掲げる事由により、当該の特別投資契約の締結が事前合意の対象ではないことを理由として、請願書を投資家に差し戻す旨の決定書；

b) 取引に対して事前合意を与える旨の、または連邦法「国家の防衛および国家安全の保障にとって戦略的意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」第12条第3項が定める義務を投資家（外国投資家またはその者のグループ）が履行するとの当該投資家との間の合意が存在する場合にかぎり取引に対して事前合意を与える旨の決定書；

c) 投資家の照会状に記載されている取引が、連邦法「国家の防衛および国家安全の保障にとって戦略的意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」にもとづく事前合意を必要としないものである旨の決定書。

65. 取引に対する事前合意を拒否する旨の連邦反独占庁の決定書を投資家が受け取った場合、特別投資契

約は締結されない。

66. 特別投資契約は、管轄機関および連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の1第7項および第8項に掲げる者によって、本規則第64項に掲げる文書を投資家が提出した日から10労働日以内に署名され、その署名の日から3労働日以内に管轄機関によって特別投資契約登録簿に掲載される。

特別投資契約の締結、変更  
および破棄の規則

附属書 2

特別投資契約締結権獲得のための競争入札参加申請書評価の  
方法

1. 本方法は、2020年7月16日付ロシア連邦政府決定第1048号「特別投資契約の締結、変更および破棄の規則の承認について」にしたがって、特別投資契約の締結、変更および破棄に関する委員会が連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第6項に定める基準にもとづいて競争入札の勝者を決めるための、特別投資契約締結権獲得のための競争入札参加申請書（以下それぞれ、規則、競争入札、申請書）を評価する際の条件と基準を定めるものである。

2. 特別投資契約にもとづく投資プロジェクトの実施の結果としてその量産体制が確立されることになる鉱工業製品が分類される産業分野における当該特別投資契約を締結する権限をロシア連邦政府によって与えられた連邦行政機関（以下、「管轄機関」）は申請書評価のために、連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第18条の3第6項に定められ、競争入札の勝者を決めるために用いられる以下の基準の比重を入札書類に記載する：

- a) 特別投資契約に示された最新技術の導入時期；
- b) 特別投資契約有効期間中に生産される鉱工業製品の量；
- c) ロシア連邦政府によって承認された、特別投資契約締結に際して最新技術と認められる技術種類一覧に含まれる技術を利用する鉱工業製品生産の現地化の技術水準。

3. 本方法第2項「a」号および「b」号に示す基準の比重の合計は100%とし、上記両基準の比重は等しい値とする。

4. 本方法第2項「c」の基準は、本方法第2項「a」号および「b」号に掲げる基準にもとづく申請書評価結果において、複数の競争入札参加者が同点となった場合に適用される。

5. 管轄機関は、本方法第2項「a」号に掲げる基準にもとづいて申請書を評価する際には、特別投資契約に示された最新技術の導入時期という指標について提案された最大値を確定し、他の提案をそれと比較する。本方法第2項「a」号に掲げる基準の評価は以下の式によって行われる：

$$O_c = \frac{C_{\max}}{C_i},$$

ここに：

$C_{\max}$  — 特別投資契約に示された最新技術の導入時期という指標について提案された最大値；

$C_i$  — 特別投資契約に示された最新技術の導入時期という指標の評価値。

特別投資契約 に示された最新技術の導入時期という指標についての数値の比較は、小数点以下第 1 位に四捨五入された暦年単位で行われる。

6. 管轄機関は、本方法第 2 項「b」号に掲げる基準にもとづいて申請書を評価する際には、特別投資契約有効期間中に生産される鉱工業製品生産量の提案された最小値を確定し、他の提案をそれと比較する。本方法第 2 項「b」号に掲げる基準の評価は以下の式によって行われる：

$$O_o = \frac{O_i}{O_{\min}},$$

ここに：

$O_i$  — 特別投資契約有効期間中に生産される鉱工業製品生産量という指標の評価値；

$O_{\min}$  — 特別投資契約有効期間中に生産される鉱工業製品生産量という指標の提案された最小値。

特別投資契約有効期間中に生産される鉱工業製品生産量という指標の比較は、入札書類の条項に応じて数量または金額（通貨はロシア連邦ルーブル）で行われる。

7. 投資プロジェクト各々の点数は以下の式によって計算する：

$$A = K_c \times O_c + K_o \times O_o,$$

ここに：

$K_c$  — 本方法第 2 項「a」に掲げる基準の比重；

$K_o$  — 本方法第 2 項「b」に掲げる基準の比重。

8. 本方法第 2 項「c」号に掲げる基準による追加評価を行う必要がある場合、鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定という基準に適合しているか、ならびに投資プロジェクトの実施の結果としてその量産体制が確立されることになる鉱工業製品についての、ロシア連邦政府決定 2015 年 7 月 17 日付第 719 号「鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定について」、2008 年 6 月 3 日付第 426 号「再生可能エネルギーを利用して稼働する発電施設の認定について」および鉱工業製品がロシア連邦生産されたと認定するための基準（要件）の一覧を定めるロシア連邦のその他の法規文書内で定められる要求事項（以下、それぞれ、「基準 [要件]」、「ロシア産製品についての法規文書」）がいくつ履行されるかが考慮され、その際以下の条件が適用される：

a) 基準（要件）に適合することが計画されていない投資プロジェクトには 0 点が付与される；

b) 基準（要件）に適合すること、および特別投資プロジェクトにしたがった鉱工業製品の量産体制確立の基盤となる技術の構成に含まれる知的活動の成果を利用する権利を投資家が取得することが計画されている投資プロジェクトには 1 点が付与される；

c) 基準（要件）に適合すること、および特別投資プロジェクトにしたがった鉱工業製品の量産体制確立の基盤となる技術の構成に含まれる知的活動の成果に対する排他的権利を投資家が取得することが計画されている投資プロジェクトには 2 点が付与される。

9. プロジェクトの順位付けは、本方法第 7 項に示す式によって計算した点数にもとづいて行われる。本法第 8 項による申請書の追加評価が行われた場合には、同点だったプロジェクト間の順位付けは本法第 2 項「c」号に掲げる基準によって行われる。

10. 競争入札文書において 2 者以上を競争入札勝者とすることが可能とされている場合をのぞき、最大の

点数を獲得した投資プロジェクトを提示した競争入札参加者が競争入札の勝者と認定される。

11. 競争入札文書において2者以上を競争入札勝者とすることが可能とされている場合には、本方法第8項にもとづいて申請書追加評価を行った結果他の投資プロジェクトとくらべて最も多くの点数を獲得した投資プロジェクト（複数）を提示した競争入札参加者（複数）が競争入札の勝者と認定される。